

北本都市計画土地区画整理促進区域の変更（北本市決定）

都市計画久保土地区画整理促進区域を次のように変更する。

名 称	久保土地区画整理促進区域
位 置	北本市大字 ^{しもいしとしも} 下石戸 ^{く ぼ こうち} 下字久保 ^{ぞうびきこうち} 耕地、字蔵引 ^{だいはらこうち} 耕地、字台原 ^{ふ た つ や か み こうち} 耕地、字 ^{かんがえど} ニッ家 ^{ぞうびき} 上耕地、字考戸 ^{しもて} 及び字蔵引 ^{ひがしはら} の各一部 北本市大字下石戸上 ^{しもて} 字下手 ^{ひがしはら} 及び字東原 ^{ひがしはら} の各一部 北本市大字北本 ^{きたもとじゆく} 宿字下原 ^{しもはら} の一部 北本市 ^{さかえ} 栄の一部
面 積	約 3 4 . 9 ha
住宅市街地としての開発の方針	豊かな緑に囲まれた住宅地として良好な住環境の形成を目指し、将来の土地利用計画に応じた街区を設定し、都市計画道路や区画道路、及び街区公園等の公共施設を適宜配置することにより、より良い住宅地の整備を行う。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成 8 年に都市計画決定した約 44. 0ha のうち、約 34. 9ha に施行区域を縮小するものである。

除外する区域のうち、遺跡エリアはデーノタメ遺跡が国指定史跡に指定されたため、遺跡の保存・活用を図り、その周辺の住宅エリアは、遺跡エリアを取り囲み自然や文化を感じることもできる優良な住環境の維持を図る。